

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

5

算定基礎届事務講習会を開催します

2011 May
NO.394

- 算定基礎届の提出準備はお早めに
- 健康保険を正しく利用しましょう
- 年間社会保険相談開催予定



「つづじの偕楽園」(撮影・水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

会を開催します



は存じますが万障繰り合わせのうえ、担当者のご出席について
旬に郵送いたします。

各年金事務所の講習会日程は次のとおりです。

事務所名	開催日時	会 場	対象地区
水戸北	6月13日(月) 10:00~12:00	フェリヴェールサンシャイン 水戸市白梅2-3-86	ひたちなか市
	6月13日(月) 14:00~16:00	フェリヴェールサンシャイン 水戸市白梅2-3-86	東海村・那珂市
	6月14日(火) 13:30~15:30	大子町文化福祉会館「まいん」[ホール] 久慈郡大子町大字大子722-1	大子町
	6月15日(水) 13:30~15:30	常陸太田市市民交流センター「パーティホール」 常陸太田市中城町3210	常陸太田市
	6月17日(金) 13:30~15:30	常陸大宮緒川総合センター 常陸大宮市上小瀬1259	常陸大宮市
	6月20日(月) 10:00~12:00	フェリヴェールサンシャイン 水戸市白梅2-3-86	水戸市
水戸南	6月16日(木) 13:30~15:30	神栖市文化センター 神栖市溝口4991-4	神栖市・鹿嶋市・潮来市
	6月20日(月) 14:00~16:00	フェリヴェールサンシャイン 水戸市白梅2-3-86	水戸市・笠間市・東茨城郡
	6月24日(金) 10:00~12:00/14:00~16:00	行方市文化会館 行方市山田2175	行方市・鉾田市・小美玉市
	※神栖市文化センター及び行方市文化会館については、東日本大震災の影響により館内の設備 等点検中のため、算定基礎届送付時に別途お知らせいたします。		

知っておきい

健康保険証の
基礎知識

健康保険被保険者証(保険証)は被保険者被扶養者に二人枚ずつ交付していますが、今年初めて自分の保険証を手にした方も多いと思いますので保険証の基礎知識について説明いたします。

(1) 保険証をもらったら

事業主から保険証をもらったら、まず氏名や生年月日等の記載事項に間違いがないか確認して下さい。なお、保険証は被扶養者にも交付されますので併せて確認して下さい。もし、間違いがあった場合は自分で訂正せず、事業主を通じて年金事務所等へ訂正の届出をして下さい。記載事項に間違いがなかったら使用する前に、保険証の裏面に自分の住所を記入して下さい。

(2) どんな時に使うの

病気やけがの治療を医療機関で受けようとするとき、医療機関の窓口で保険証を提示して保険診療を受けます。提示しないと保険診療を受けられず、医療費が全額自己負担になります。医療機関が発行した診察券だけ

算定基礎届事務講習

今年の算定基礎届事務講習会は、各年金事務所単独での開催となります。

講習会では、算定基礎届の説明の他に、各種業務の内容についても説明を予定しております。ご多忙中とご配慮をお願いいたします。算定基礎届の用紙は、日本年金機構茨城事務センターから各事業所あて6月初

※社会保険労務士に委託されている事業所は、社会保険労務士にお渡しいたします。

事務所名	開催日時	会 場	対象地区
土 浦	6月14日(火) 14:00～16:00	龍ヶ崎文化会館 龍ヶ崎市馴馬町2612	龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市 河内町・利根町
	6月15日(水) 10:00～12:00	土浦市民会館 土浦市東真鍋2-6	土浦市・かすみがうら市 阿見町・美浦村
	6月15日(水) 14:00～16:00		つくば市・石岡市
	6月16日(木) 14:00～16:00	守谷市中央公民館 守谷市百合ヶ丘2-2540-1	守谷市・取手市 つくばみらい市
下 館	6月13日(月) 10:00～12:00	古河市生涯学習センター総和 とねミドリ館 「多目的ホール」 古河市前林1953-1	古河市 (下記以外の古河市内の事業所) 古河市市内の事業所記号が 「い～あ」で始まる事業所
	6月13日(月) 14:00～16:00		古河市内の事業所記号が 「さ～ず」で始まる事業所 ・古河市内の健康保険組合 事業所 猿島郡
	6月14日(火) 10:00～12:00	県西生涯学習センター「多目的ホール」 筑西市野殿1371	筑西市
	6月14日(火) 14:00～16:00		下妻市・桜川市
	6月16日(木) 14:00～16:00	坂東市総合文化ホール「ベルフォーレ ホール」 坂東市岩井5082	坂東市・常総市
	6月20日(月) 14:00～16:00	結城市民文化センター「アクロス 小ホール」 結城市中央町2-2	結城市・結城郡
日 立	※東日本大震災の影響により、会場の予約ができないため開催日程が決定しておりません。 開催日程の詳細については、算定基礎届送付時にお知らせいたします。		

を持って行けば、保険証が必要
ないと思っている人がいますが
それは間違いです。保険診療を
受ける時は、必ず保険証を持っ
て医療機関へ行ってください。

なお、交通事故やケンカなど
第三者が関係してけがをした場
合は「第三者の行為による傷病
届」の提出が必要です。(業務上
のけがや病気、及び通勤災害に
ついては、保険証が使用できま
せん。)

(3) 退職後は使えません

保険証の使える期間は、保険
証に記載してある資格取得年月
日(被扶養者は認定年月日)の日
から、被保険者の退職日(または
被扶養者がなくなった日)までで
す。退職の際は被扶養者分も含
めてすみやかに事業主へお返し
下さい。

退職後に今までの保険証を使
用した場合は、退職後の医療費
を医療機関または、全国健康保
険協会茨城支部に返納すること
になりますので注意してくださ
い。

以上、基本的な事項について
説明しました。保険証について
正しく理解し、保険証の裏面に
記載してある注意事項をよく読
んで、誤った使い方をしないよう
にしてください。また、大切なも
のですので紛失しないよう注意
してください。

詳しくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

提出月は
7月です

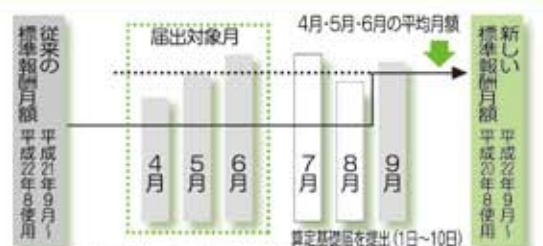
算定基礎届の 提出準備はお早めに!

日本年金機構茨城事務センターから、配布される算定基礎届には、被保険者の氏名、被保険者証の番号、従前の標準報酬月額等がプリントされています。全被保険者を対象としており、確認・点検事項も多いので、算定基礎届のための準備はお早めをお願いします。



1 算定基礎届とは

- 被保険者の実際の報酬と、標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額を決めなおします。これを『定時決定』といいます。
- 『定時決定』は、事業主の皆様から、全被保険者の4月・5月・6月に支払った報酬を記入した『算定基礎届』を提出いただき、これに基づいて決定されます。



※報酬の大幅な変動、または育児休業等終了によって7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定される人は、定時決定の対象外です。

2 報酬の確認

- 報酬月額は、基本的には次のように確認します。
- 食事(給食・食券等)、住居(社宅・寮)等を現物で支給している場合は、現物給与として換算した金額を計上します。

① 支払基礎日数が17日未満の月は計算の対象から除く。

② 月々支給されるもので、現物は都道府県ごとの価額などにより換算し、各月の報酬月額を計算する。なお、4月～6月に年3回以下の賞与があれば、計算から除く。

③ 対象月(支払基礎日数が17日以上)の報酬総額を対象月数で割る。

3 届出の対象者

- 7月1日現在で在職しているすべての社会保険加入者です。ただし、6月1日以降に社会保険資格取得となった人は、『資格取得時決定』で翌年8月までの標準報酬月額が決まっているため、算定基礎届の対象から除かれます。

	4月	5月	6月	7月	
算定基礎届の対象となる人	5月31日以前に資格取得 → 7月1日に在職中				● 5月31日までに資格取得した人で、7月1日現在在職中の人
	(資格喪失予定者) → 資格喪失				● 7月1日以降に退職して、7月2日以降に資格喪失年月日になる人
	休職・病休など				● 休職中・欠勤中・海外出張中ても被保険者資格がある人
算定基礎届の対象とならない人	← 資格取得				● 6月1日以降に資格取得した人
	資格喪失 →				● 6月30日までに退職した人(資格喪失年月日が7月1日以前)

届出方法が変わります

算定基礎届は、昨年まで郵送による届出のみでしたが、本年より①「年金事務所が指定する場所へ賃金台帳等を持参したうえでの審査による届出」と②「茨城事務センターへの郵送による届出」の届出方法に分かれます。事務所の所在地ごとに、年金事務所が選別し、6月初旬に送付予定の「算定基礎届」様式の封筒に、①または②による届出方法のご案内が同封されますので、その方法に基づいた届出をお願いします。

算定基礎届事務講習会が開催されます

算定基礎届事務講習会が、6月に各年金事務所主催で開催されます。日時・会場等のご案内については、6月初旬に送付予定の「算定基礎届」様式の封筒に同封されますので、確認のうえ、ご出席についてご配慮をお願いいたします。本年は、保険者が算定する取扱いの一部が改正されております。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

健康保険を 正しく利用しましょう

健康保険で支払う医療費などは、事業主や加入者の皆さまの保険料と国からの補助金でまかなわれています。この貴重な財源を有効に活用するためにも、正しい受診をするように心がけましょう。

① 健康保険証の使用について

医療機関は、窓口で提示された健康保険証によって、健康保険で診察を受ける資格があるかどうかを確認します。保険診療を受けるための資格があることの証明書ですので、健康保険証は大切に扱ってください。

- 健康保険証は診療の都度、医療機関窓口で提示しましょう(70～74歳の方は「健康保険高齢受給者証」をあわせて提示してください)
- 資格喪失日(退職日の翌日、扶養を解除された日など)から健康保険証は使用できません

万一、資格喪失日以降に健康保険証により医療機関等で受診された場合は協会けんぽが支払った医療費(自己負担額を除く)を返納していただくことになります。ご注意ください。

② 医療機関へのかかり方 ～適正な受診をしましょう～

適正な受診を心がけることで、医療費の無駄をなくすることができます。必要なときに必要な医療を受けるようにしましょう。

- かかりつけの医師をもちましょう(同じ病気やケガで、次々に病院を変えると診察代や薬代が重複して医療費の無駄につながります。)
- 医療機関の通常の診療時間内に受診するようにしましょう

軽症の患者が夜間や休日に救急医療機関へ受診することが増え、緊急性の高い患者の治療に支障をきたすケースが発生しています。

③ 交通事故などの場合は届出が必要

交通事故や他人にケガをさせられた場合に健康保険証を使うときは「第三者行為による傷病届」が必要です。

- 交通事故の場合(業務上や通勤途上以外)
- ケンカなどにより暴力をふるわれてケガをした場合
- 他人の飼っている動物にかまれてケガをした場合 など

提出書類については、協会けんぽ茨城支部レセプトグループ(Tel.029-303-1583)までお問い合わせください。書類一式をお送りします。また、協会けんぽ茨城支部ホームページからダウンロードすることもできます。

④ 健康保険で受けられないもの

医療機関に健康保険証を提示しても、すべての診療が健康保険で受けられるわけではありません。

- 業務上または通勤災害と認められるケガや病気
- 健康保険が適用されない診療を受けた場合 など

業務上または通勤災害であるか判断が難しい場合は労働基準監督署にご相談ください。健康保険が適用されない診療について、詳しくは、医療機関または関東信越厚生局にお問い合わせください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 レセプトグループ
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

☎ 029-303-1583 (直通)

☎ 029-303-1500 (代表)

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

協会けんぽ

検索

平成23年度 年金相談所開設のお知らせ

日本年金機構年金事務所では、下記の各会場において年金相談窓口を開設いたします。
年金に関する請求手続き・相談等にご活用ください。

会 場	相談時間	年 金 相 談 日									
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
常陸太田市役所	午前10時～ 午後3時	1日 (水)	6日 (水)	3日 (水)	7日 (水)	5日 (水)	2日 (水)	7日 (水)	11日 (水)		21日 (水)
常陸大宮市役所	午前10時～ 午後3時	16日 (木)		18日 (木)		20日 (木)		15日 (木)		2日 (木)	
大子町役場	午前10時～ 午後2時	21日 (火)	19日 (火)	23日 (火)	20日 (火)	18日 (火)	15日 (火)	20日 (火)	17日 (火)	21日 (火)	27日 (火)
鹿嶋市商工会 本所	午前10時～ 午後2時30分	8日 (水)	13日 (水)	10日 (水)	14日 (水)	12日 (水)	9日 (水)	14日 (水)	11日 (水)	8日 (水)	14日 (水)
神栖市商工会 本所	午前10時～ 午後2時30分	23日 (木)		24日 (水)		26日 (水)		21日 (水)		23日 (木)	
神栖市商工会 波崎支所	午前10時30分～ 午後2時30分		22日 (金)		21日 (水)		25日 (金)		27日 (金)		23日 (金)
龍ヶ崎市商工会	午前10時～ 午後3時	17日 (金)	15日 (金)	19日 (金)	16日 (金)	21日 (金)	18日 (金)	16日 (金)	20日 (金)	17日 (金)	16日 (金)
取手市商工会	午前10時～ 午後3時	9日 (木)	14日 (木)	11日 (木)	8日 (木)	13日 (木)	10日 (木)	8日 (木)	12日 (木)	9日 (木)	8日 (木)
古河商工会議所	午前10時～ 午後2時30分	15日 (水)	20日 (水)	17日 (水)	21日 (水)	19日 (水)	16日 (水)	21日 (水)	18日 (水)	15日 (水)	21日 (水)
常総市商工会	午前10時～ 午後2時	9日 (木)	14日 (木)	11日 (木)	8日 (木)	13日 (木)	10日 (木)	8日 (木)	12日 (木)	9日 (木)	8日 (木)
高萩市総合 福祉センター	午前10時～ 午後2時	14日 (火)	12日 (火)	9日 (火)	13日 (火)	11日 (火)	8日 (火)	13日 (火)	10日 (火)	14日 (火)	13日 (火)

※年金相談を受けるにあたっての注意事項

- 大子町役場の年金相談は予約制です。水戸北年金事務所へお申してください。(TEL 029-231-2282)
- 常陸大宮市役所の年金相談は予約制で市役所年金係受付となります。
- 鹿嶋市商工会本所、神栖市商工会本所、神栖市商工会波崎支所の年金相談は予約制です。
相談日の1ヶ月前からの予約受付となります。水戸南年金事務所へお申してください。(TEL 029-227-3253)
- 取手市商工会の年金相談は予約制(30名)です。土浦年金事務所へお申してください。(TEL 029-824-7169)
- 古河商工会議所の年金相談は予約制です。相談日の1ヶ月前からの予約受付となります。
予約時に基礎年金番号をお知らせください。下館年金事務所へお申してください。(TEL 0296-25-0834)

社会保険協会からお知らせ

社会保険広報誌「社会保険いばらき」は平成22年5月号より、日本年金機構発行の郵便物への同封が出来なくなり、会員事業所さまへはご不便をお掛けいたしておりますが、会員事業所さまへ送付できない月においても広報誌「社会保険いばらき」を毎月作成し、茨城県社会保険協会ホームページに掲載いたしております。

また、協会ホームページでは社会保険協会補助事業のご案内も随時掲載いたしておりますのでご覧くださいませようお願い申し上げます。

<http://www.ibashaho.or.jp> または

茨城県社会保険協会

検索